

〈7〉生徒指導

1 生徒指導について

生徒指導は、問題行動の防止といった消極的な側面ばかりにとらえられがちですが、本来の生徒指導というのは、生徒一人ひとりが知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな発達が図られるように指導・援助していくはたらきです。そして、さらに望ましい人格形成を図るためには学校と家庭及び社会が共に協力して努力していく必要があります。

本校におきましては、下記に示す生徒指導規定や生徒心得があります。ご家庭のご理解とご協力をお願いいたします。なお、在学中に成年年齢に達しているか否かにかかわらず、ご家庭と連携を図りながら指導・支援を行ってまいりますのでご協力をお願いいたします。

2 生徒指導規定及び生徒心得

- (1) あいさつの励行……家庭や学校におけるあいさつの習慣化。
- (2) 遅刻や欠席の防止……遅刻や欠席の場合は保護者より学校へ始業前に連絡すること。
- (3) 服装……本校規定の制服を着用すること。男子は標準学生服であれば、中学校で着用したものや、ゆずり受けたものを着用してもよいが、入学後担任の確認を受けること。

男子 6月～9月 学校指定の白無地半袖カッターシャツ、黒の学生ズボン、ポロシャツ、ハーフパンツ

10月～5月 標準学生服（校章を右襟）
黒の学生ズボン（ベルトを使用すること・ノータック、ストリートとする）

中間服（移行期間）：黒の学生ズボン、学校指定の白無地長袖カッターシャツ



女子 6月～9月 学校指定の半袖オーバーブラウス、夏規定のスカートまたはスラックス、ポロシャツ、ハーフパンツ
 10月～5月 規定のスーツ、スカート、スラックス、カッターブラウス、リボン、ネクタイ、セーターを着用する場合は、学校指定のセーターを着用する。※スラックスの生徒はリボン、ネクタイを着用しなくてもよい。
 上 (①+⑤または①+④+⑤または①+③+⑤)、下 (⑥or⑦)

※服装の期間は目安とする。

中間服 (移行期間)：規定のスカート、スラックス、学校指定のブラウス、学校指定のベスト、リボン、ネクタイ 上 (①+③)、下 (⑥or⑦)

※スラックスの場合は、リボン・ネクタイを着用しなくてもよい。

①女子長袖
ブラウス



(学校規定)

②女子半袖
シャツ



(学校規定)

③女子ベスト



(学校規定)

④女子セーター



(学校規定)

⑤上 衣



(学校規定)

⑥スカート



(学校規定)

⑦スラックス



(学校規定)

⑦ハーフパンツ



(学校規定)

男女通学靴……華美でないものとする。かかとの高い靴は禁止とする。

〈正装〉

正装とは、式典などに臨むための正式な服装のことです。時と場所、場合に応じた態度をとり、服装を整える習慣を身につけ、社会に出て行ってほしいと思います。入学式は第一正装です。



女子冬服

第一正装

ブレザー 必須

水色ブラウス

セーター・ベスト 不可

リボン

第二正装

ブレザー 必須

水色ブラウス

セーター・ベスト 可

リボン

※靴下は紺色

※スラックスも同様



女子夏服

第一正装

水色ポロシャツ

セーター・ベスト 不可

リボン・ネクタイ 不可

※靴下は紺色

※スラックスも同様

男子 **冬服** 学ラン必須 **夏服** 半袖シャツ ※ベルト必須 ※靴下白色

- (4) 頭 髪 等……清潔な頭髪（パーマ、カール、染毛、脱色等禁止）、眉剃り禁止
前髪はのぼして目にかからない、横・後ろは原則として肩までの長さとする。
それ以上の場合髪を結ぶこと（結ぶゴムは黒、紺、茶に限る）。
- (5) 上 履……学校規定のものを使用する。
- (6) オーバーコート……無地で、色は、黒・紺・アイボリー・白・グレーとする。
- (7) 靴 下……黒、紺、白。（ワンポイント可）（くるぶしソックス禁止）

- (8) 自 転 車……自転車通学は届け出ること。学校に登録システッカー（200円）を貼り、雨天時は雨合羽の着用を義務付けるものとする(自転車保険に必ず入る事)。交通法規を遵守すること。2重ロックに努めること。ヘルメット着用。
- (9) ロ ッ カ ー……各自で管理すること（鍵は学年で一括購入）。
- (10) 貴 重 品……不要な現金・貴重品は学校に持ち込まないこと。
- (11) 携 帯 電 話……使用規定を厳守し、自己管理を徹底すること。校内での使用は禁止する。
- (12) 所 持 品……所持品にはすべて記名すること。
- (13) 下 校 時 間……年間を通して18時30分を目安とする。
- (14) ア ル バ イ ト……原則として禁止する（事情がある場合は、事前に担任に相談すること）。
- (15) 外泊、外出、旅行

他人や友人の家に宿泊しないこと。また夜10時以降は外出してはならない。外出時には華美な服装をさげ身分証明書を携帯し、必ず行く先を保護者に知らせておくこと。宿泊を伴う旅行やキャンプ等については、安全を第一とし、無理のない計画をたて、保護者又は責任をもてる成人の同行を必要とする。

3 保護者へのお願い

(1) 飲酒、喫煙の厳禁

高校生の非行の第一歩は、服装、身なりの乱れと、飲酒、喫煙といわれています。喫煙等の事実を発見されたときは、常習化しないうちに厳しくご指導ください。なお担任または学校に連絡をとり、常習化、非行化の防止にご協力ください。

(2) 交遊関係

次のような兆候がある場合はご注意ください。

- ・ 服装の変型、服装が華美になる
- ・ 化粧したり、口紅、マニキュアをつける
- ・ 髪型に変化がみられる
- ・ 帰宅時間が遅くなる
- ・ 度々夜間外出をする
- ・ スマホ使用時間が多くなる
- ・ 著しい交遊関係の変化

このような場合は担任もしくは生徒指導課にご相談ください。

(3) 運転免許取得の禁止（原付、自動二輪・四輪車）

全国的に高校生のバイクによる死亡事故、人身事故、暴走行為、その他の違反行為が頻発しています。これらの事故により尊い生命が失われたり、補償問題等で大きな問題を抱えたりといった事例が生じています。このようなことを防止するために本校では、バイク・乗用車の運転免許証取得を禁止していますのでご協力ください。

(4) 疾病やむし歯はできるだけ、入学前に治療してください。

(5) その他

次のような場合は注意してください。

- ・ 断続的に頭痛、腹痛などの理由で登校しない。
 - ・ 家は出ているのに学校から欠席の連絡を受けた。
- その他問題を感じられた場合は担任にご相談ください。

4 生徒の懲戒について

県立高校生の懲戒には訓告、停学、退学の3種類があります。

(1) 退学の事由

- ア 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- イ 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

- ウ 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - エ 学校の秩序を乱し生徒としての本分に反した者
- (2) 停学
(3) 訓告

5 願出事項

- (1) やむを得ず規定以外の服装をする場合は、異装願い（生徒手帳に理由を記入）を出して許可を得ること。
- (2) 自転車通学を希望する者は、自転車通学登録を願い出ること（入学後希望調査あり）。
- (3) 登校後やむを得ず外出または早退しなければならない場合は、生徒手帳に必要事項を記入（保護者押印）の上、学級担任に願い出て生徒指導課の許可を得ること。

注意すべき物品の記名について

入学式前に購入されました本校指定の物品に記名するに当たって次のとおり統一します。

スリッパ・体育館シューズ・グラウンドシューズ



グラウンドシューズ

体育館シューズ

スリッパ

正面からみて苗字が読みとれるように大きく記名してください。

男子制服襟章を付けるにあたって

入学式前に制服のつめ襟部分に校章（向かって左側）を付けますので、事前に穴を開けておいてください。

